

1 水稲

(1010) 水稲

本作物は県内のほぼ全域で作付けされており、水田土壌は砂質土から粘質土にわたっている。これらの地域では、腐熟の進んだたい肥等を土壌の性質に応じて、適正量を施用し地力の増進を図っていくことが必要である。

施肥については、局所施肥や肥効調節型肥料により肥料利用率を高める、あるいは化学肥料の窒素分を有機質肥料で代替していくことで、慣行の化学肥料の使用量の節減を図っていくことが必要である。

農薬の使用については、要防除水準に基づく適期防除を基本として、物理的防除と耕種的防除を組み合わせ、アイガモ、紙マルチの利用や機械除草により、化学合成農薬の節減を図っていくことが重要である。

なお、飼料用稲(飼料用米及び稲ホールクroppサイレージ)については、本指針で読み替えるものとする。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容
有機質資材施用技術	<ol style="list-style-type: none"> 1 たい肥等有機質資材施用技術 稲わら、腐熟の進んだたい肥等を基本として、乾湿と土性別の施肥基準に基づき施用する。 2 緑肥作物利用技術 レンゲ、ヘアリーベッチ等の冬作緑肥作物を栽培し、水稲作付前にすき込む。 栽培にあたっては、排水溝を切る等、ほ場の排水性向上に努める。 すき込みは、腐熟期間を考慮して、水稲作付前にロータリー等で行う。 緑肥作物の種類及び地上部の生育量等を勘案し、水稲作付前の施肥量を調整する。
化学肥料低減技術	<ol style="list-style-type: none"> 1 局所施肥技術 側条施肥等を行うことにより窒素の利用率を高め、基肥窒素量を減らす。 2 肥効調節型肥料施用技術 被覆肥料を用いることにより肥料の利用率を高め、施肥窒素量を減らす。 3 有機質肥料施用技術(どちらか1つでも可) <ol style="list-style-type: none"> ①油粕、魚粕、骨粉等の有機質肥料を、化学肥料に代替して施用する。 ②牛ふん、豚ふん、鶏ふん等の家畜ふん由来たい肥を化学肥料に代替して施用する。 なお、施用にあたっては「主要農作物等施肥基準」に従い、基肥として用いる化学肥料の概ね3割程度を目安に代替する。
化学合成農薬低減技術	<ol style="list-style-type: none"> 1 温湯種子消毒技術 60℃の温湯に10分間浸漬し、その後、水で冷却する。種子伝染性のいもち病、ばか苗病が対象。 2 機械除草技術(どちらか1つでも可) <ol style="list-style-type: none"> ①雑草の発生が少ないほ場では、移植35日後と45日後の2回の中耕除草を行う。 ②刈払い機等を用いて、畦畔等、ほ場周辺の除草を徹底する。 3 除草用動物利用技術 水田にアイガモ等を放飼することで、除草剤の使用を減らす。 4 生物農薬利用技術 農薬取締法で登録のある薬剤を使用し、病害虫等を防除する。 5 天然物質由来農薬利用技術 有機農産物の日本農林規格別表2に掲げる農薬のうち、農薬取締法で登録のある薬剤あるいは特定農薬を使用し、病害虫等を防除する。 6 マルチ栽培技術 田面を紙マルチで被覆することで、除草剤の使用量を減らす。
その他留意事項	